

垂井町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者

令和8年度募集要項

1 趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月成立）により、乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）が新たに創設され、令和8年度より全国の自治体で実施されます。

本募集要項は、実施事業者を公募するにあたり必要な事項を定めたものです。

2 募集概要

（1）事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施する。

（2）事業開始日

本事業の開始時期は、認可・確認・給付体制の整備など必要な手続きがすべて完了した後となります。

また、具体的な開始日は、選定後に町と協議のうえ決定します。

（3）事業実施施設

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等

3 応募要件

次の要件をすべて満たす事業者を対象とします。

（1）応募時点において、垂井町内で保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等を運営するもの。

※ 応募時点で運営する施設は無いが、施設新設を検討する場合は、担当部署に別途

ご相談ください。

- (2) 役員、理事又は営業所等の代表が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (3) 事業開始日までに実施体制が整っていること。
- (4) 財務内容が不適切ではなく、その他事業を適正に履行する見込みがあること。
- (5) 設備、職員等について「垂井町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年垂井町条例第25号）」を満たすこと。

4 事業内容

(1) 対象となる子ども

保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、企業主導型保育施設に通園していない0歳6か月から満3歳未満の子ども（利用日時点を基準とします。）

(2) 実施方法

本事業の実施方法は、次のとおりです。

- ① 一般型（在園児合同）：専任職員を配置し、在園児と合同で預かる方法
- ② 一般型（専用室独立実施）：専任職員を配置し、専用室で預かる方法
- ③ 余裕活用型：定員の範囲内で既存の職員配置で在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法

※ ただし、余裕活用型での事業実施は、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所のみ可能です。

(3) 利用方法

- ・「こども一人あたり月10時間」の利用を限度とし、時間単位で実施するもの。
- ・利用にあたっては「定期利用」もしくは「柔軟利用」を設定し、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、利用乳幼児の受け入れを行ってください。ただし、正当な理由により事業の提供が困難であると本町が判断した場合に

は、この限りではありません。

定期利用：利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法

柔軟利用：利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法

・国が基盤整備するシステム（総合支援システム）により、利用予約枠の設定、利用予約受付、事前面談、利用時間の管理は施設が行う。

（４）事業実施時間等

事業実施日及び事業実施時間は事業者において定めてください。

（５）利用料金

・「一人１時間あたり３００円」を基本とし、事業者が利用料金を定め、施設で徴収する。

・生活保護世帯、非課税世帯等は次のとおり利用料の減免を行う。

| 項目 | 金額 |
|----------------------------|--------|
| 生活保護受給世帯 | １時間 ０円 |
| 市町村民税非課税世帯 | １時間 ０円 |
| 市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯 | １時間 ０円 |
| 要支援・要保護家庭 | １時間 ０円 |

利用料とは別に、食事の提供に要する費用その他の実費については、町が定める基準又は協議に基づき、保護者の同意を得て事業者が徴収することができます。

（６）指導計画

集団における児童の育ちに着目した指導計画を作成し、日々の保育の状況を記録してください。

（７）障がい児、医療的ケア児、配慮が必要な児童受け入れ

受け入れにあたっては、保護者が当該事業を円滑に利用できるような受け入れ体制の整備に努めてください。配慮が必要であると確認した児童については、本町に報告するとともに、関係機関との連携に努めてください。

※本項目の実施については、加算適用のため、事前にご相談ください。

（８）運営上の基準

垂井町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年垂井町条例第1号）を満たす運営を行ってください。

5 単価及び加算

【単価】

| 年度当初の年齢 | 単価 |
|---------|--------|
| 0歳児 | 1,700円 |
| 1歳児 | 1,400円 |
| 2歳児 | 1,400円 |

【加算】

| 対象 | 加算額 |
|-----------|--------|
| 障がい児 | 600円 |
| 要支援家庭の子ども | 600円 |
| 医療的ケア児 | 2,500円 |

6 担当部署

担当部署 垂井町 子育て推進課 子育て支援係

郵便番号 503-2193

住所 岐阜県不破郡垂井町宮代2957-11

電話 0584-22-7507

FAX 0584-22-5180

メールアドレス kosodate@town.tarui.lg.jp

7 申込手続

次のとおり事前協議書等をご提出ください。本申込手続は事前協議を目的とするものであり、正式な認可申請は、事前協議結果通知後に別途ご案内します。

(1) 受付期間

令和8年4月13日(月)から令和8年5月8日(金)まで

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出

※併せて担当部署メールアドレス宛にデータを提出すること

(3) 提出先（担当部署）

垂井町 子育て推進課 子育て支援係

(4) 提出書類

- ① 事前協議書【第1号様式】
- ② 事業計画書（一般型用）又は（余裕活用型用）
- ③ 施設平面図
- ④ 役員等氏名一覧表（兼誓約書）
- ⑤ 履歴及び資産状況書類
- ⑥ 法人格証明書類
- ⑦ 定款等

(5) その他

① 質問受付

令和8年4月13日～4月24日

令和8年4月30日まで書面にて回答

② 辞退

認可申請期限までに辞退届提出

8 実施スケジュール

募集要項公表 令和8年4月13日

受付期間 令和8年4月13日～5月8日

質問期間 令和8年4月13日～4月24日

回答期限 令和8年4月30日

事前協議結果通知 令和8年5月 下旬

認可申請期限 令和8年6月上旬

子ども・子育て会議意見聴取 令和8年7月上旬

認可・不認可決定通知 令和8年8月上旬

面談開始 令和8年9月上旬

事業開始 令和8年12月頃（※体制整備・手続完了後、町と協議の上決定）

9 審査基準

児童福祉法第34条の15の規定に基づき、申請者の経済的基礎、社会的信望並びに事業運営に係る基準適合性等について審査を行い、子ども・子育て会議の意見を聴いたうえで、町が決定します。

10 留意事項

(1) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却いたしません。選定結果の公表、審査、その他本事業に必要な範囲において使用する場合があります。

(2) 現地確認

町は、必要に応じて申請者の施設、設備及び運営体制等について現地確認を行う場合があります。

(3) 認可申請に係る追加書類の提出

選定された事業者は、認可申請に当たり、町が別に定めるところにより、次に掲げる書類その他必要な書類をご提出ください。

ア 認可申請書

イ 施設の平面図その他必要な図面

ウ 運営規程

エ 職員の経歴書及び資格証明書

オ 収支予算書

(4) 関係法令等の遵守

事業の実施に当たっては、関係法令、通知及び国が示す手引き等を遵守してください。

(5) 選定の取消し等

申請内容に虚偽があった場合、関係法令に違反した場合又は事業の実施が困難と認められる場合は、選定を取り消す場合があります。